

報 道 資 料

静岡市

(令和5年5月26日)

| | | |
|----------|---|--|
| ◆件名 | 介護保険料の遡及賦課誤りについて | |
| ◆覚知日時 | 令和5年5月12日(金) 17時頃 | |
| ◆場所 | 介護保険課執務室 | |
| ◆概要 | <p>：介護保険制度では、被保険者の市民税の賦課更正などに応じて2年まで遡って介護保険料を変更(遡及賦課)することができる。</p> <p>：2015年の介護保険法改正に際して行うべき介護保険システムの再設定を行わなかったことから、2017年から2022年の間に遡及賦課した対象のうち、419件に賦課誤りが生じていたことが判明した。</p> <p>：賦課誤りの内訳は過大賦課が219件、過少賦課が200件</p> <p>：過大賦課のうち、すでに納付済みの217件の対象者に対しては保険料の還付を行う手続きを進めている。</p> | |
| ◆経緯と対応状況 | 2015年4月 | <p>介護保険法改正</p> <ul style="list-style-type: none"> 各年度の保険料の最初の納期(「普通徴収(納付書・口座振替)納付期限。静岡市の場合は7月末日」「特別徴収(年金天引き)納入期日。年金保険者の納入期日である5月10日)の翌日から起算して2年を経過した日以降は遡及賦課できないとされた。※2年以内であれば遡及賦課できる。 <p>当時の担当職員は、「普通徴収納付期限」と「特別徴収納入期日」の両方を、介護保険料徴収システム上の保険料の納期として設定すべきであったが、「特別徴収納入期日」の設定を行わなかった。</p> |
| | 2017年6月 | <p>市の税務部門からの市民税の変更情報に基づき、2年前以内の2015年度賦課分の遡及賦課を開始。以後毎年6月から遡及賦課を実施</p> <p>本来ならば特別徴収対象者の遡及賦課は、納入期日の翌日から2年後の5月10日までしかできないが、システムには普通徴収納付期限しか設定されていないため、7月末日まで遡及賦課してしまっていた。</p> |
| | 2023年 5月12日 | <p>介護保険システムのメンテナンス業者から「介護保険システム上の保険料の納期として特別徴収納入期日が設定されていない」との報告</p> <p>ただちに、特別徴収対象者のうち遡及賦課を行った者の抽出など、調査を開始</p> |

| | | |
|--------|--|--------------------------|
| | 5月16日 | 賦課誤りのあった対象者を特定 |
| | 5月17日 | 過大賦課対象者への保険料の還付に向けた準備を開始 |
| | 5月24日 | 過大賦課対象者へ文書発送 |
| ◆被害状況 | <p>【対象】 2015年度から2020年度分の介護保険料</p> <p>【過大賦課した件数及び金額】 219件 4,295,300円 (うち納付済 217件 4,268,700円)</p> <p>【過少賦課した件数及び金額】 200件 4,893,000円 (うち還付済 188件 4,589,900円)</p> | |
| ◆原因 | 2015年当時の担当者が介護保険法改正の内容を見落とし、必要なシステム設定が行えなかった。また、担当以外の職員及び上司もそれに気付くことができなかった。 | |
| ◆今後の対応 | <p>保険料を納付済みの過大賦課対象者については、職権により賦課決定を取消し、お詫びとともに還付手続き開始をお知らせする文書を5月24日に発送した。今後、速やかに還付を進める。</p> <p>なお、過少賦課対象者には、賦課決定できる期間（2年）を過ぎていることから、保険料の追加納付は求めない。</p> <p>【再発防止策】 法改正の際には、複数の職員でシステム設定の必要の有無などの対応を検討し、その対応を確実に実施できるよう、システムメンテナンス業者との連携体制を整える。</p> | |
| ◆問い合わせ | 課名 | 介護保険課（静岡庁舎新館 14階） |
| | 担当者 | 若林、細木 |
| | 電話 | 054-221-1292 |

※別紙資料 無